

青森県最低賃金が改正されました (1時間 606円 → 1時間 608円)

—効力発生は平成 17 年 10 月 1 日から—

平成 17 年 10 月 1 日からは、**産業や業種に関わりなく青森県内で働くすべての労働者に時間額 608 円が適用**されます。

なお、**産業別最低賃金**（鉄鋼業、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業、各種商品小売業、自動車小売業）については、平成 17 年 12 月 21 日から改正されます。

青森地方最低賃金審議会の答申を受け、産業別最低賃金の時間額が、**鉄鋼業は 3 円引き上げ 726 円、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業は 3 円引き上げ 669 円、各種商品小売業は 2 円引き上げ 664 円、自動車小売業は 3 円引き上げ 703 円と改正になり、平成 17 年 12 月 21 日から適用となります。**

上記産業以外のすべての労働者に適用される青森県最低賃金については、すでに平成 17 年 10 月 1 日から改正になり時間額 608 円となっています。

青森県最低賃金

最低賃金の件名	適用範囲
青森県最低賃金 時間額 608 円 (平成 17 年 10 月 1 日発効)	産業や職種に関わりなく県内で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。ただし、下記の産業別最低賃金が適用されるものは除きます。

最低賃金の件名	適用範囲	適用除外 (上記の青森県最低賃金が適用されます)
鉄鋼業 時間額 726 円 (平成 17 年 12 月 21 日 発効)	鉄鋼業。 ただし、高炉による製鉄業及び表面処理鋼材製造業は除かれます。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 18 歳未満又は 65 歳以上の労働者 2) 雇入れ後 6 ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する労働者
電気機械器具、 情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製 造業 時間額 669 円 (平成 17 年 12 月 21 日 発効)	電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び電子部品・デバイス製造業。 ただし、電球・電気照明器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業及び医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）は除かれます。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 18 歳未満又は 65 歳以上の労働者 2) 雇入れ後 6 ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 3) 清掃、片付け、賄い、運搬又は警備の業務に主として従事する労働者 4) 部分品・機器等の組立て又は加工業務のうち、小型電動工具又は手工具を用いて行うかしめ、バリ取り、巻線、穴あけ、部分品の取付け又は小型機器の簡易な操作に主として従事する労働者
各種商品小売業 時間額 664 円 (平成 17 年 12 月 21 日 発効)	各種商品小売業 (衣食住にわたる各種商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いづれが主たる販売商品であるか判別できない事業所)。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 18 歳未満又は 65 歳以上の労働者 2) 雇入れ後 3 ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する労働者
自動車小売業 時間額 703 円 (平成 17 年 12 月 21 日 発効)	自動車（新車）小売業、中古自動車小売業、自動車部品・付属品小売業。 ただし、二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）は除かれます。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 18 歳未満又は 65 歳以上の労働者 2) 雇入れ後 3 ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 3) 清掃、片付け、洗車又は賄いの業務に主として従事する労働者

青森県産業別最低賃金

* ただし、次に掲げる賃金は最低賃金額の算定には含まれません。

精皆勤手当／通勤手当／家族手当／臨時に支払われる賃金／1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当等)／時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

最低賃金額以上となっているか確認する方法

実際の賃金が最低賃金以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

あなたの給与の支払われ方が、

- (1) 時間給の場合
時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金(時間額)
ただし、日額が定められている産業別最低賃金が適用される場合には、
日給 \geq 最低賃金額(日額)
- (3) (1)、(2)以外(週給、月給等)の場合
賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。
ただし、日額が定められている産業別最低賃金が適用される場合には、賃金額と最低賃金額の日額のそれぞれを時間当たりの金額に換算して比較します。

【計算例】 労働者Aさんは
年間所定労働日数255日
月額112,000円
所定労働時間は毎日8時間で働いている。

〇〇県の最低賃金が時間額665円とすると、Aさんの賃金は最低賃金を満たしているといえるでしょうか。

(考え方)
月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較する。

$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{か月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

(回答)
Aさんの場合、上記の計算式に当てはめると、

$$\frac{\text{月給} 112,000 \text{円} \times 12 \text{か月}}{\text{年間所定労働日数} 255 \times 8 \text{時間}} = 658 \text{円} 82 \text{銭}$$

658円82銭 < 時間額665円

したがって、この場合は最低賃金を満たしていないことになります。

* 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限られます。

具体的には、基本給と諸手当（ただし、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などを除きます。営業手当などは含まれます。）が対象となります。逆に、以下の賃金は最低賃金の対象から除外されます。

* 最低賃金の対象から除外される賃金

- イ) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ロ) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ハ) 所定労働時間を超える期間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ニ) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ホ) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ヘ) 精皆勤手当
- ト) 通勤手当及び家族手当